⑰　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、鋼橋上部溶接部の品質確保の観点から、工場製作における完全溶け込み溶接継手部の検査に対して、請負者の費用により、全数非破壊検査を実施するものとし、更に、請負者による全数非破壊検査が終了（合格）した溶接継手部に対して、発注者の費用により、監督職員等の立会いの下、第三者検査機関による非破壊検査（超音波探傷検査）を実施する。

⑱　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、発注者の工事に対する品質確保の取り組みを強化するため、「施工プロセスを通じた検査」を実施する試行対象工事の対象とし、中間前金払に代わり、短い間隔で出来高に応じた部分払いや設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用するものとする。

⑲　本工事において、中間前金払に代わり既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしている者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年５月21日付け九州地方整備局長）に示すところにより、九州地方整備局長から宮崎10号北川第二橋上部工（Ｐ４～Ａ２）工事に係る特定ＪＶとしての競争参加資格の認定を受けている者であること。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　九州地方整備局における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　平成８年度以降に、元請けとして次に掲げる㋐及び㋑の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、㋐及び㋑は同一工事とする。

㋐　道路橋（Ａ活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が鋼連続鋼床版箱桁橋で、最大支間長が85m以上であること。

ただし、共同企業体にあっては、すべての構成員が上記同種工事の実績を有すること。

なお、当該実績が地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

⑤　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと（入札説明書参照）。

⑥　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑦　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。

⑧　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

なお、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

①　１級土木施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第15条第２号または、第７条第２号に掲げる者であること。

②　平成８年度以降に、上記⑴④に掲げる同種工事の経験を有する者であること。

ただし、１人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。

また、共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。

なお、当該実績が地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

3　総合評価に関する事項等

⑴　総合評価及び落札者決定方法　入札参加者は、価格及び本工事における工事目的物の性能・機能に関する事項、社会的要請に関する事項、総合的なコストに関する事項及び施工計画をもって入札を行い、㋐の要件に該当する者のうち、㋑によって得られる標準点、施工体制評価点（０～30点）及び加算点（０～60点）の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は㋒による。）を落札者とする。

㋐　評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　提案及び提案値が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

③　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

㋑　評価方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　③の評価項目について、施工体制評価点及び加算点を与える。

③　評価項目及び得点配分　評価項目（①～⑧）毎に評価を行い、①及び②における評価点の合計点を施工体制評価点とし、③～⑧における評価点の合計点を加算点とする。

○評価項目及び評価項目毎の配点（合計90点）

◆施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性：15点（３段階評価）

②　施工体制確保の確実性：15点（３段階評価）

◆工事目的物の性能・機能に関する事項

③　品質の向上

③－１

・溶接継手部の疲労耐久性向上（疲労強度向上値）：16点（17段階評価）

③－２

・溶接継手部の外部きず検査による品質向上（非破壊試験実施延長）：７点（８段階評価）

③－３

・溶接継手部の内部きず検査による品質向上（非破壊試験実施延長）：７点（８段階評価）

◆社会的要請に関する事項

④　環境の維持

・ベント及び仮桟橋等の施工に伴う河川への水質汚濁対策：５点（５段階評価）

⑤　特別な安全対策

・異常出水時における安全対策：６点（５段階評価）

◆総合的なコストに関する事項及び施工計画

⑥　出来形管理基準の向上

・橋梁架設の出来形管理基準の向上（そり）：８点（９段階評価）